

国立大学法人岩手大学旅費規則

平成16年4月1日 制定
令和6年3月26日 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）に勤務する職員（以下「職員等」という。）及び職員等以外の者が岩手大学の業務のために旅行する場合に支給する旅費に関して諸般の基準を定め、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 国内旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除く）の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 二 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 三 出張 職員等が岩手大学の業務のため一時その勤務地を離れて旅行し、又は職員等以外の者が岩手大学の依頼を受けた業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 四 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた者がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- 五 帰宅 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 六 扶養親族 国内旅行にあつては、職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう。
- 七 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員等の死亡当時主としてその職員等の収入によって生計を維持していたものをいう。
- 八 何々地 国内にあつては市町村の存する地域（東京都の特別区は、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいう。ただし、第9号に掲げる場合を除く。
- 九 在勤地 勤務地から8キロメートル以内の地域をいう。ただし、岩手大学に係る在勤地とは盛岡市、滝沢市及び雫石町とし、釜石キャンパスに係る在勤地は、釜石市とする。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員等以外の者が岩手大学の依頼に応じ、岩手大学の業務に関して出張する場合にはその者に対し、旅費を支給する。
- 3 職員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - 一 職員等が出張又は赴任のための旅行中に退職、休職、停職、解雇（以下「退職等」という。）となった場合には、当該職員等

- 二 職員等が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
- 三 職員等が死亡した場合において、当該職員等の国内にいる遺族がその死亡の日の翌日から起算して3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 4 職員等が前項第1号の規定に該当する場合において、国立大学法人岩手大学職員就業規則第26条又は第45条に掲げる事由により解雇となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費を支給しない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に第4条第1項に規定する旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 6 その他、特に岩手大学の経費により旅行させる必要がある場合で、学長が認めるものに対し、旅費を支給することができる。
- 7 前各項に掲げる旅費の支給は、業務委託契約を締結した請負者から支給することができる。

（旅行命令）

- 第4条 前条に定める旅行は、学長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。
- 2 旅行命令権者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

（旅行命令等の手続）

- 第5条 旅行命令等（変更及び取消を含む。）は、旅行命令等伺書によって行う。

（旅行命令等に従わない旅行）

- 第6条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行できない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が第1項又は第2項による変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。
- 4 第1項又は第2項による旅行命令等の変更が認められた場合において、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

（旅費の種類）

- 第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等又は1キロメートル当たりの定額により支給する。

- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。この場合において、日当は支給される旅費以外に旅行中必要な交通費とし、食事代は含まないものとする。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。この場合において、宿泊料は固定宿泊施設に宿泊する宿泊代とし、食事代は含まないものとする。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 11 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について支給する。

(旅費の計算)

- 第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
- 2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために要した日数及び業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数による。

第9条 削除

(旅費路程)

- 第10条 旅費路程の計算は、出発箇所又は目的箇所の最寄りの鉄道駅、空港、バスターミナル、若しくは港を基準として算出する。
- 2 岩手大学に係る最寄り駅は、JR盛岡駅とする。ただし、農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターに係る最寄り駅は、IGR巢子駅又はJR春木場駅とし、釜石キャンパスに係る最寄り駅は、三陸鉄道平田駅とする。

(在勤地以外の地からの出張)

- 第11条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(役職変更の場合の区分)

- 第12条 出張中又は赴任中に出張者又は赴任者の役職の変更に伴い鉄道賃、船賃、又は航空賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その変更の事由発生の日以後の最初の目的地に到着する分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

- 第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、旅費請求書に必要な書類を添えて経理責任者に提出するものとする。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行についての旅費を精算するものとする。
 - 3 経理責任者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させるものとする。

- 4 経理責任者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該経理責任者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額を差し引くことができる。

第2章 国内旅行の旅費

(鉄道賃)

- 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。
- 一 その乗車に要する運賃
 - 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - 三 学長、理事及び監事（以下「役員」という。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに限り支給する。ただし、旅行命令権者が認める場合には、50キロメートル未満でも支給できるものとする。
 - 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、片道50キロメートル以上の旅行に該当する場合に限り支給する。ただし、旅行命令権者が認める場合には、50キロメートル未満でも支給できるものとする。

(船賃)

- 第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員は、上級の運賃
 - ロ 役員以外の者については、中級の運賃
 - 二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員は、上級の運賃
 - ロ 役員以外の者については、下級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - 五 役員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃

賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃は、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法の場合に支給する。

2 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃

二 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

三 特別な席の利用に要する経費は支給しない。

3 運賃の額は、旅行者より提出された領収書等その支払いを証明するに足りる書類により確認した現に支払った運賃を支給する。

(車賃)

第17条 車賃は、バスによる旅行が最も経済的な通常の経路として認知されている地域への旅行と、空港と出発箇所又は目的箇所の最寄りの鉄道駅間について支給する。

ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりバスを利用できない場合には、その実費額による。

2 私有車の業務上使用を許可した場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定により1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 在勤地以外への旅行であって1日の全行程を公用車、私有車、貸切バス、レンタカー等を利用する場合は、日当を支給しない。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

3 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、宿泊料を支給しない。

4 岩手大学が運営する宿泊施設に宿泊した場合は、第1項の規定にかかわらず実費額を支給する。

第20条 削除

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額。ただし、赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その路程に応じた別表第1の定額による額

二 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

四 前号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員等が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

- 2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、次の各号いずれかに該当する場合には、それぞれに規定する額を支給する。

一 旅行者が在勤地に到着後直ちに岩手大学が設置する職員宿舎若しくはこれに準ずる宿舎又は自宅に入る場合には、日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額

二 前号に掲げる以外の場合でその移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

三 第1号に掲げる以外の場合でその移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第23条 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合(第21条第3号に規定する場合を含む。)の扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。ただし、赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた扶養親族移転料の額とする。

一 12歳以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 6歳未満の者については、その移転の際における職員等相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- 2 前項の規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 職員等が赴任を命ぜられた日に胎児であった子をその赴任の後に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

第24条 削除

第25条 削除

(在勤地内旅行の旅費)

第26条 在勤地内の旅行(旅行実費の負担額がない場合は除く。)については、当該旅行に要する最低の鉄道賃、船賃又は車賃の実費額の合計額を支給するものとし、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を合わせて支給する。

一 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第

1の宿泊料定額

二 赴任を命ぜられた職員等が、岩手大学が設置する職員宿舎若しくはこれに準ずる宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（同一地域内旅行の旅費）

第27条 在勤地以外の同一地域内の旅行については、当該旅行に要する最低の鉄道賃、船賃又は車賃の実費額の合計額及び第19条に規定する宿泊料を支給するものとし、日当、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。

2 前項の場合において赴任を命ぜられた職員等が、岩手大学が設置する職員宿舎若しくはこれに準ずる宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、前項に規定する旅費のほか別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（退職者等の旅費）

第28条 第3条第3項第1号の規定により支給する退職等の旅費は次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員等が出張中に退職等となった場合には、退職等となった日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- 二 職員等が赴任中に退職等となった場合には、当該赴任のために要する旅費

（遺族の旅費）

第29条 第3条第3項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費を、遺族が実際に旅行したか否かにかかわらず当該遺族に支給する。
 - 二 職員等が赴任中に死亡した場合には、故人が引き続き赴任に伴う旅行をするものとして、赴任に伴う旅費（移転料、着後手当、扶養親族移転料）を遺族に支給する。
- 2 第3条第3項第3号の規定により支給する旅費は、第23条の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同条中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員等が死亡した日」と読み替えるものとする。
- 3 第23条第1項各号及び同条第2項の規定は、第1項の規定による計算について準用する。

第3章 外国旅行の旅費

（鉄道賃）

第30条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、役員について

- は最上級の運賃、役員以外の者については最上級の直近下位の級の運賃
- 二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- 2 役員が、業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給する。
 - 3 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、第1項各号及び前項に規定する運賃のほかに、現に支払った急行料金又は寝台料金を支給する。

(船賃)

第31条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- 一 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級直近下位の級の運賃
 - ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の中級の運賃
 - ハ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級の運賃
- 二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 三 業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、第3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第32条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- 一 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員及び8時間以上にわたる航空路による旅行をする者については、上級の運賃を支給することができる。
 - ロ その他の者については、下級の運賃
 - 二 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員及び8時間以上にわたる航空路による旅行をする者については、最上級の直近下位の級の運賃を支給することができる。
 - ロ その他の者については、最下級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- 2 旅行命令権者が特に必要と認めた者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、第1項に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃を支給する。

(車賃)

第33条 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

2 第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

(移転料)

第35条 赴任の際、扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第3の定額(以下この条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- 一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- 二 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵令45号。以下「旅費支給規程」という。)で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額(前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ旅費支給規程に定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際、扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 第21条第1項第4号及び第23条第2項並びに第3項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

(扶養親族移転料)

第36条 扶養親族移転料は、赴任の際、旅行命令権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に支給する。

- 2 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。
 - 一 配偶者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - 二 12歳以上の子については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - 三 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- 3 第21条第1項第4号及び第23条第2項並びに第3項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

第37条 削除

(旅行雑費)

第38条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、旅客サービス施設使用料を徴収する国内の空港を利用する場合の当該空港において支払う旅客サービス施設使用料に相当する額並びに外国において支払う同様の空港使用料の実費額による。

(退職者等の旅費)

第39条 第3条第3項第1号の規定により支給する退職者等の旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員等が出張中に退職等となった場合には、退職等となった日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- 二 職員等が赴任中に退職等となった場合には、当該赴任のために要する旅費

(遺族の旅費)

第40条 第3条第3項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員等が外国出張中に死亡した場合には、その遺族が当該職員等の死亡した地に旅行した場合には、旧在勤地から死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費を支給する。
 - 二 職員等が外国から赴任中に死亡した場合には、故人が引き続き赴任に伴う旅行をするものとして、赴任旅費（移転料、着後手当及び扶養親族移転料）を遺族に支給する。
- 2 第29条第3項の規定は、前項各号の場合に準用する。

第4章 旅費の調整

(旅費の調整)

第41条 旅行命令権者は、旅行の性質上又は特別の事情により、この規則の定める旅費を支給することが適当でないと認めるときは、これを増額し又は減額することができる。

(旅費の調整の基準)

第42条 旅費の調整の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 岩手大学の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち岩手大学の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。
- 二 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実情に応じ、正規の旅費のうち鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、又は宿泊料の額の全部又は一部を支給しないものとする。
- 三 鉄道旅行又は水路旅行の場合において、当該旅行の目的又は緩急の度合いにより正規の旅費の鉄道賃又は船賃の額のうち所定の旅客運賃、急行料金、特別急行料金、特別車両料金、座席指定料金又は特別船室料金を支給する必要がない場合には、これを支給しないものとする。
- 四 旅行命令権者が特に必要と認めた場合には、第14条、第15条、第16条、第30条、第31条及び第32条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃又は航空賃のうち特別車両料金、特別船室料金又は運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合における上級の運賃を支給できるものとする。
- 五 研修派遣による旅行で移転を伴う場合は、第21条、第23条、第35条、第36条に規定する「赴任の際」を「研修派遣の際」と読み替えて、移転料及び扶養親族移転料を支給できるものとする。

第5章 雑則

第43条 削除

(その他)

第44条 岩手大学の旅費の支給に関しては、本規則に定めのない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）、文部科学省所管旅費規則（平成13年文部科学省訓令第27号）及び関係法令等の規定を準用するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第18条～第22条、第26条関係）

国内旅行の旅費

1. 日当及び宿泊料

区 分		役 員	役員以外の者
日 当 (1日につき)		3,000円	2,600円
宿泊料 (1夜につき)	甲地方	14,800円	13,100円
	乙地方	13,300円	11,800円

備 考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京23区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市の場合をいい、乙地方とは甲地方以外をいう。

2. 移転料

区 分	職員等
鉄道 50キロメートル未満	126,000円
鉄道 50キロメートル以上 100キロメートル未満	144,000円
鉄道 100キロメートル以上 300キロメートル未満	178,000円
鉄道 300キロメートル以上 500キロメートル未満	220,000円
鉄道 500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	292,000円
鉄道 1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	306,000円
鉄道 1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	328,000円
鉄道 2,000キロメートル以上	381,000円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第 2 削除

別表第3（第34条、第35条関係）

外国旅行の旅費

1. 日当及び宿泊料

区 分		役 員	役員以外の者
日 当 (1日につき)	指定都市	8,700円	7,200円
	甲地方	7,000円	6,200円
	乙地方	5,600円	5,000円
	丙地方	5,100円	4,500円
宿 泊 料 (1夜につき)	指定都市	25,700円	22,500円
	甲地方	21,500円	18,800円
	乙地方	17,200円	15,100円
	丙地方	15,500円	13,500円

備 考

- 1 表中の「指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方」とは次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 指定都市 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域
 - (2) 甲地方 北米地域、欧州地域、中近東地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域
 - (3) 乙地方 大洋州地域として2で定める地域及び指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）
 - (4) 丙地方 アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でインドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

- 2 1に規定する「北米地域、欧州地域、中近東地域、大洋州地域、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域、南極地域」とは、次の各号に規定する地域とする。
- (1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
 - (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
 - (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
 - (4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
 - (5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
 - (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
 - (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
 - (8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ
- 3 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定額とする。

2. 移転料

区 分	職員等
鉄道 100キロメートル未満	141,000円
鉄道 100キロメートル以上 500キロメートル未満	188,000円
鉄道 500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	269,000円
鉄道 1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	338,000円
鉄道 1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	425,000円
鉄道 2,000キロメートル以上 5,000キロメートル未満	521,000円
鉄道 5,000キロメートル以上 10,000キロメートル未満	575,000円
鉄道 10,000キロメートル以上 15,000キロメートル未満	628,000円
鉄道 15,000キロメートル以上 20,000キロメートル未満	680,000円
鉄道 20,000キロメートル以上	734,000円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第4 削除